

衆議院議員総選挙における投票用紙の誤交付について

10月22日執行の衆議院議員総選挙において、本市の選挙権のない者への投票用紙を誤って交付したことによる投票があったのでお知らせします。

1 誤交付のあった投票所

千葉市美浜区第7投票区投票所（千葉市立磯辺小学校）

2 経過

本日、午後4時25分頃、投票所に他市選管が交付した不在者投票用紙等を持参した選挙人が来場した。

投票所では、本市の選挙人と勘違いし、不在者投票用紙等を受け取り、名簿対照をせず、千葉市の投票用紙を交付し、投票をさせた。

3 誤って投票してしまった投票

- 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 衆議院比例代表選出議員選挙
- 最高裁判所裁判官国民審査 各1票

選挙人が投票した後、投票所から午後4時30分に区選挙管理委員会に報告があり、ミスであることが発覚した。

4 今回の票の取り扱い

この選挙人の投票は、すでに投函されているため、特定できないことから、有効投票として扱われる可能性が高い。

5 対応策

不在者投票等通常の処理と異なる選挙人が来場した場合は、投票前に区選管へ一度連絡をし、処理方法について確認してから処理を行うことを区内全投票所に周知した。

また、別途市選管より、名簿対照を経ない選挙人の投票は、絶対にさせないことを各区選管を通じて市内各投票所へ連絡した。